

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年9月25日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田 賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	上坪 直樹
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	G A R S ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年7月11日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、当ファンドは、以下の事由により、信託約款の内容に従い投資信託契約を解約することになりました。

- ・「Global Absolute Return Strategies Fund Class D^{A, H, JPY}」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）の運用会社より、「主要投資対象ファンドの残高が大幅に縮小しており、意図したパフォーマンスが提供できていないこと等から、2023年11月24日付で主要投資対象ファンドを異なるファンドに吸収することを決定した」旨の申し出を受けたこと。
- ・これを受け吸収先ファンドを確認したところ、当該ファンドはファンド・オブ・ファンズに該当し、当該ファンドへの投資は一般社団法人投資信託協会の定める規則に抵触すること（投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」第8条第2号では、わが国の投資信託がファンド・オブ・ファンズに対して投資することを禁止しています。）から、主要投資対象ファンドへの投資を継続できないことが判明したこと。
- ・これらは、当ファンドの投資信託約款第39条第7項の規定（投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合）に該当するものと判断したこと。

それに伴い、原届出書中の申込期間、信託期間及び最終計算期間に係る記載内容を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>及び<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示しています。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

<訂正前>

2023年 7月12日から2024年 1月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新され
れます。

<訂正後>

2023年 7月12日から2023年12月12日までとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

2013年10月17日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

< 訂正後 >

2013年10月17日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2023年12月15日 当ファンドの信託終了（予定）

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前略）

< 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

< 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（注）当ファンドは2023年12月13日以降、取得申込みの受付を停止し、2023年12月15日（予定）に信託を終了します。

（後略）

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

< 訂正前 >

無期限とします。（2013年10月17日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

< 訂正後 >

2013年10月17日（設定日）から2023年12月15日（予定）までとします。

（4）計算期間

< 訂正前 >

原則として、毎年10月11日から翌年10月10日までとします。

ただし、第1計算期間は2013年10月17日から2014年10月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

< 訂正後 >

原則として、毎年10月11日から翌年10月10日までとします。

ただし、第1計算期間は2013年10月17日から2014年10月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、2023年12月15日（予定）とします。